

伊方原子力発電所周辺の安全確保等に関する覚書の確認書

愛媛県（以下「甲」という。）及び八幡浜市（以下「乙」という。）と四国電力株式会社（以下「丙」という。）は、甲及び乙と丙が締結した「伊方原子力発電所周辺の安全確保等に関する覚書」を円滑に運用するため、伊方町（以下「立会人」という。）の立会いの下、次の事項を確認する。

- 1 第3条及び第12条について
第3条及び第12条に規定する「積極的に協力する」とは、丙が、乙に対し、助言及び把握している情報の提供等を積極的に行うことをいい、財政の支援又は物品等の提供を行うことをいうものではない。
- 2 第4条について
第2項に規定する丙の乙に対する説明は、実務担当者間において行うものとする。
- 3 第7条及び第9条について
甲は、第7条第2項又は第9条第2項に規定する連絡を受けたときは、同行させる乙の職員を丙に通知するものとする。
- 4 第8条について
(1) 第2項に規定する「使用」には、同条第1項の設備の使用に必要な消耗品、電気料金等の費用負担を含むものとする。
(2) 丙は、乙の責めに帰すべき事由がある場合を除き、同条第1項の設備の修繕等を行うものとする。
- 5 第13条について
乙は、取得した情報の管理に当たっては、安全協定及び関係規程の運用を阻害することがないように十分に配慮するとともに、安全協定等に基づく甲の指示及び法令等に基づく丙の要請に従うものとする。

この確認書の成立を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び立会人が記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年 9月 5日

甲	愛媛県 知事	中村時広
乙	八幡浜市 市長	大城一郎
丙	四国電力株式会社 取締役社長	千葉昭
立会人	伊方町 町長	山下和彦